



月刊Eニュースレター
Vol 02
2021年9月9日発行

ボトムライン

目次

- 直接税 2
- 間接税 3
- 会社法及び関連法 4
- CFOの展望 5
- 合併と買収 5
- 弊社ニュース 6
- 用語集 7
- 当社概要 8

主要な指標

Indices 指数

BSE SENSEX	57,552	9.44%	▲
NSE NIFTY50	17,132	8.69%	▲
NASDAQ Composite	15,259	4.00%	▲
NIKKEI 225	28,090	2.95%	▲

Currency 通貨

USD/INR	72.95	1.87%	▲
EURO/INR	86.13	2.39%	▲
GBP/INR	100.33	2.91%	▲
JPY/INR	0.66	2.12%	▲

注: 2021年8月31日現在の前月比の動きを%で表示しています。
資料: Yahoo Finance, Investing.com

直接税

通知/通達

各種制限期間の延長

納税者からの報告によると、様々な申請書の電子申請が困難な状況であるため、当局は一部書類の期日が延長されました。主な延長事項は以下の通りです。:

詳細	延長後期日
Form No. 1 (均等賦課金計算書)	2021年12月31日
Form No.15G/15Hで受信者が受け取った申告書をアップロードするためのForm No.15CC - 6月30日に終了する四半期について - 9月30日に終了する四半期	2021年11月30日 2021年12月31日
CbCレポートに関連するForms 3CEAC, 3CEAD 及び3CEAE	2021年12月31日
VsV法に基づく支払い(追加金額なし)の最終期日	2021年9月30日

Circular No. 16/2021 and Press Release dated August 29, 2021

間接移転の遡及規定を撤回

政府は、1961年の所得税法における「間接移転」規定の遡及修正を撤回しました。この改正は、2012年の財政法によって導入されたものです。間接移転の規定は、今後、2012年5月28日以降に行われるインド資産の移転取引にのみ、将来に向かって適用されません。この改正を実施するために、諸条

件と従うべきプロセスを規定した規則案も作成されました。2021年9月4日までに、当局は全ての関係者から提案・コメントを募集しています。

The Taxation Laws (Amendment) Bill, 2021 and Press Release dated August 28, 2021

第二次調整/事前価格調整のケースにおけるMAT(最低代替税)優遇の計算に関する新ルールの通知

CBDTは、事前価格調整や第二次調整によって帳簿上の利益が増加した場合の減税額を計算するための公式なアプローチ法を示した新しいルール 10RB を通達しました。また、この救済措置を申請するためのForm No.3CEEAも通知されています(電子的に提出する必要があります)。

Notification No. 92/2021 dated August 10, 2021

司法判断

非居住者へのオンライン広告、マーケティング、ITインフラへの支払いはロイヤリティとして課税されない

法廷は、非居住者企業が納税者に広告コンテンツを作成する目的で自社の設備を使用することのみを認めており、支払いは同社が提供するITインフラ設備を使用するためだけに行われている場合、非居住者企業はソフトウェアを含む設備の使用や権利に関する特定のライセンスを提供していないとの見解を示しました。したがって、これらの施設に対する著作権の移転という問題は全く生じません。したがって、このような非居住者企業への支払いは、関連する租税条約で定義されている「ロイヤリティ」の意味には当

てはなりません。従って、195条に基づいて、これらの支払いから源泉税を控除する必要はありません

Urban Ladder Home Décor Solutions Pvt Ltd v ACIT (International Taxation) (Bangalore ITAT)

TRCの提出遅延は租税条約上の優遇を拒絶する理由にはならない

今回のケースでは、インド・アメリカ租税条約の適格性の問題を扱う中で、法廷は、納税者が査定終了後にTRCとForm 10Fを提出した場合に、租税条約の下で規定されている特別税率の適用を却下した当局の正当性はないと判断しました。納税者は、査定の過程でTRCを提出せず、控訴の際に追加証拠として提出したことについて、詳細かつ正当な理由を述べており、条約の恩恵を否定すべきではないとしています。

Haresh C Sheth v Income Tax Officer (Mumbai ITAT)

明確な理由を示さずに返金を保留することは正当ではありません。

第241A条は、所得税当局に、還付金を支給することが収入に悪影響を及ぼす場合に、還付金を差し控える権限を与えています。本件では、納税者が限定的な調査の対象に選択され、評価が確定するまで還付金が保留されることになったという理由で、税務官が還付金を保留しました。このような状況において、裁判では、還付金を保留するために税務官が挙げた理由は、立法趣旨に合致していないとしています。

Cooner Institute of Health Care and Research Centre Pvt Ltd v Income Tax Officer (Delhi High Court)

間接税

司法判断

SCNの発行前に要求された税金

当局は、不完全な調査に基づいていかなる結論も出すことはできません。調査で責任の決定がなされなければ、入力税控除の取り消しや責任の支払いを求める要求書を発行することはできません。

したがって、この部門の措置は完全に恣意的であり、管轄外です。

*M/s Deem Distributors Pvt Ltd
(Telangana High Court)*

社員からの食費補助に対する回収

昼食と軽食は補助金付きの料金で従業員に提供されます。従業員は補助金を食堂の契約者に直接支払います。

残額は会社から契約者に支払われます。この行為は供給には当たらず、課税対象にはなりません。

M/s Dakshina Kannada Co-Op. Milk Products Union Ltd (AAR Karnataka)

また、別のケースでは、従業員が一部負担し、会社が徴収して食堂サービス業者に支払った食堂料金はGSTの対象にならないと同様に判示されています。

M/s Tata Motors Ltd (AAR Gujarat)

継続企業の資産移転

過去・未来両方における負債の移転を伴わない事業資産の移転は、継続企業としての事業移転とはみなされません。したがって、GSTの課税対象となります。

M/s SCV Sky Vision (AAR Andhra Pradesh)

会社分割に伴うITC (仕入税額控除)の配分について

ITCは、分割された企業に移転された資産の価値の比率に基づいて、分割された企業間で配分されます。特定の資産がGSTの適用範囲外であっても、すべての資産の価値を考慮しなければなりません。

M/s IBM India Pvt Ltd (AAR Karnataka)

借地権のITC

製造工場の建設のためにリースされた土地に支払ったGSTは、たとえそれがビジネスの過程または促進のために使用されたものであっても、認められません。

M/s Inox Air Products Pvt Ltd (AAR Tamil Nadu)

電子バウチャーへの課税

GST法では、物品 (goods) は有形でも無形でもよいとされています。財産が物品であるかどうかを判断するための判断基準は、当該物品が抽象化、消費、使用が可能であるかどうか、また、伝達、譲渡、引渡し、保管、所有などが可能であるかどうかです。したがって、もし特定の電子バウチャーが前述の機能をすべて備えていれば、それは無形であっても物品に含まれることになります。

M/s Premier Sales Promotion Pvt Ltd (AAR Karnataka)

SCNの発効前に要求された税金

従業員食費補助金の非課税

資産を移転し、負債を移転しないことは、「継続企業」としての移転ではない。

本社から連絡事務所へのサポート

本社が連絡事務所に提供するITや人材サポート、経営指導に関するサービスはサービスの輸入の範囲に含まれます。しかし、これらのサービスは事業の過程または促進のために輸入されたものではないため、GSTの課税対象とはなりません。

M/s World Economic Forum, Indian Liaison office (AAR Maharashtra)



会社法及び関連法

通知

独立役員データバンク登録のためのオンライン習熟度テストの免除について

独立役員データバンク登録のためのオンライン習熟度判定テストへの合格は、以下の者が10年以上在籍している場合には適用されない。

- 裁判所の弁護士、または
- 公認会計士、原価計算士、会社秘書役としての実務経験

*Notification No. G.S.R. 579(E)/
Company/MCA/dated August 19,
2021*

Relaxations to Foreign Companies and Companies incorporated outside India

有価証券の募集に関する規定、目論見書に関する要件、およびこれらに付随するすべての事項は、以下には適用されません。

- 外国企業及び

• インド国内に事業所があるかないかに関わらず、インド国外で設立された、または設立予定の企業

2005年経済特区法第18条に基づいて設立された国際金融サービスセンター (IFSC) における事業体

*Notification No. S.O 3156(E)/
Company/MCA/dated August 05, 2021*

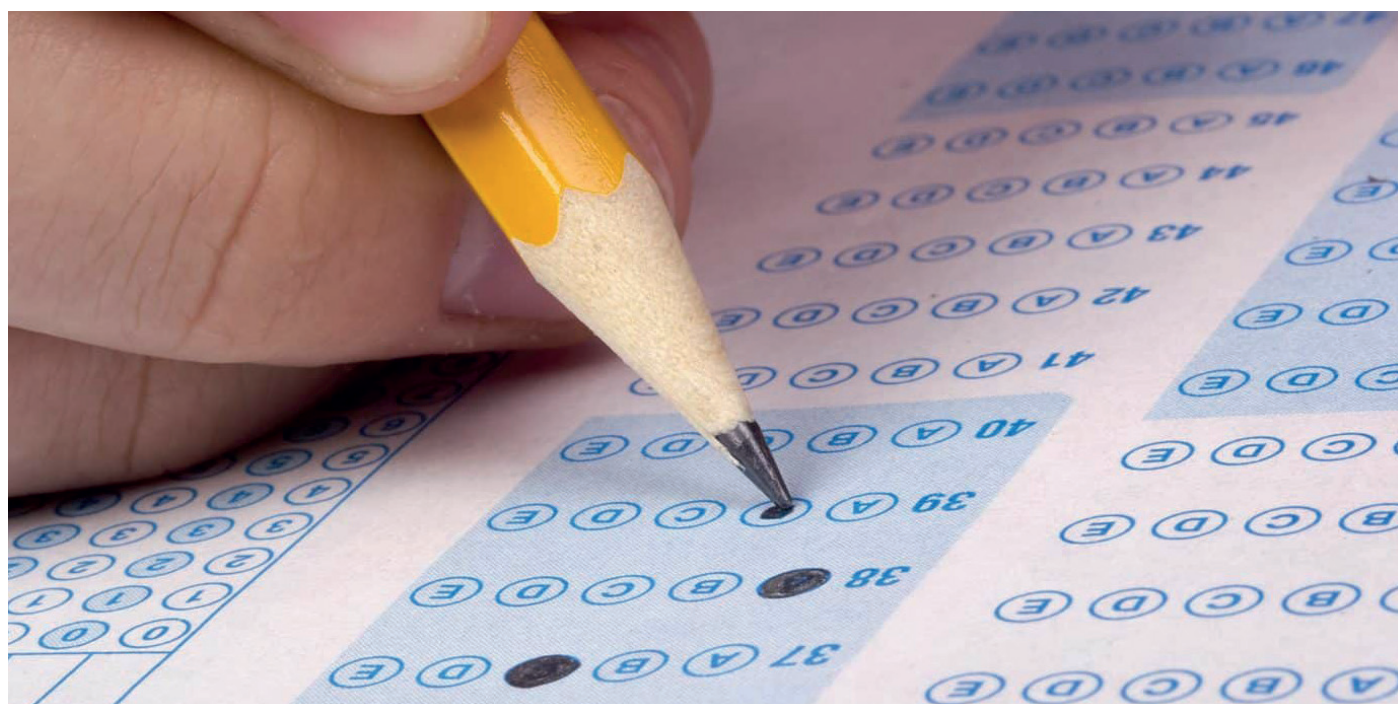
プリペイド式支払に関する基本的な考え方

インド準備銀行は「Master Directions on Prepaid Payment Instruments, 2021」を発行しました。これは、全てのプリペイド支払の発行者およびシステム参加者に適用されます。このような商品は、事業体によって個人または組織に発行され、個人または組織は、その価値に応じて、商品やサービス、送金、施設などの購入に使用します。

*Circular No. 82/RBI/2021-22/dated
August 27, 2021*

オンライン習熟テストの免除

外資系企業およびインド国外で設立された企業に対する規制緩和



CFOの展望

LLP法における特定犯罪の非犯罪化

CSRに関するFAQの発行

LLP法における特定犯罪の非犯罪化

LLP法に基づく様々な犯罪が非犯罪化されました。これらは民事上の債務不履行として扱われます。また、2021年のLLP(改正)法では、これらの違反に対する罰の性質が変更されました。さらに、小規模LLPの定義、特定の裁定官の任命、特別法廷の設置についても定められています。

MCA issues FAQs on CSR provisions

CSRの理解を深め、効果的な実施を促進するために、省庁の対応と合わせて一連のFAQを発行しました。理解を深め、CSRの効果的な実施を促進するためにFAQは、適用可能性、フレームワーク、許容される支出、未使用のCSR額の取り扱い、報告、開示などのCSR関連の問題をカバーしています。



合併と吸収

キラール・アキュイジションの興味深いケース

世界的に見て、競争法および反トラスト法当局は、支配的な企業が、斬新なアイデアや製品を持つ新規参入者を買収することで永続的に支配的であり続けようとし、その結果、潜在的な競争相手を初期段階で排除しようとする問題の対処に取り組んでいます。独占禁止法の領域では、このような行為は「キラール・アキュイジション」と呼ばれています。これは、テクノロジーや製薬業界では一般的な戦略です。

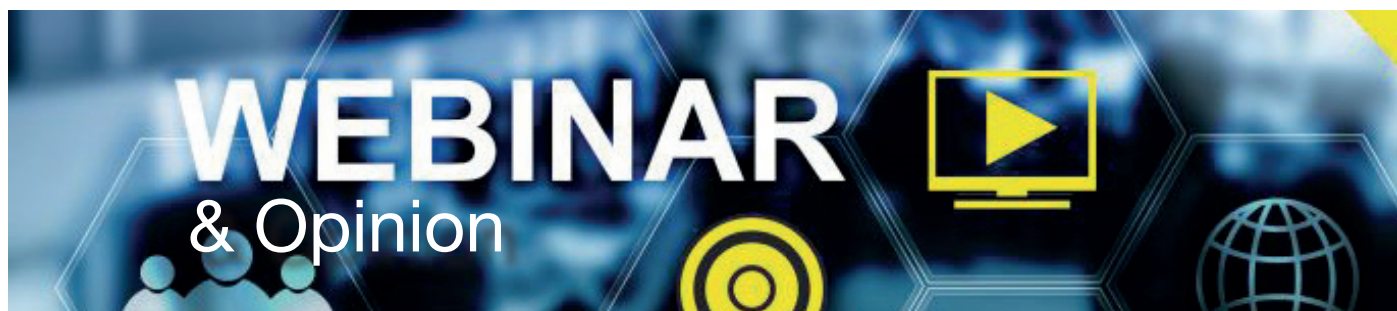
米国連邦取引委員会（FTC）は先日、Facebookが将来の競争を潰す目的で新興企業を買収し、独占的な地位を維持しているとの疑いで提訴しました。同様の判断は、Google、Microsoft、Amazonなどによる複数の企業買収の場合にも見られます。インドにおけるキラール・アキュイジションを示す取引としては、ZomatoによるUber Eatsの買収、Ola CabsによるTaxiForSureの買収、Edtech大手のByjusによる最近の買収劇などが挙げられます。ほとんどの場合、これらの買収は競争相手を消滅させるだけでなく、製品も消滅させることになるため、市場と消費者の両方にとって不利益となります。

2002年に制定された競争法は、インドにおける反トラスト法の告発と合併規制を具体化したものです。この法律に基づき、インド競争委員会（CCI）は、反競争的な協定や支配力の濫用の事例を調査する権限を有しています。また、資産や売上高の合計が一定の基準を超える合併については、CCIに届け出ることが義務付けられています。その後、CCIは合併の審査を行い、無条件で買収を承認するか、条件付きで承認するかを決定します。

技術分野での買収は、巨大な資産基盤を伴わない場合や、無料でサービスを提供している企業や収益が僅少な企業が対象となる場合があります。同様に、医薬品分野では、製薬会社の価値は、物理的な資産ではなく、新薬や製剤の潜在的な需要と収益に基づいています。そのため、現行の規制では報告されず、精査もされないため、キラール・アキュイジションを抑制する効果はありません。

世界的に見ても、様々な競争当局が、このようなキラール・アキュイジションに対する分析手法の使用を促進するため、法制度の変更を検討しています。インドでは、競争法検討委員会が、このような特殊な取引を把握するために、取引額または取引金額のしきい値を導入する必要性を提言しました。欧州連合（EU）は、最近、新しい合併管理政策を発表しました。この政策は、あらゆる取引について、国内の届出が必要かどうかにかかわらず、欧州委員会に照会することを認めています。欧州連合は最近、新しい合併規制方針を発表しました。インドの競争規制を殺人的買収に対処するのに適したものにするために、インドの合併規制体制においても同様の措置が検討されるかもしれません。

ニュース



ウェビナー情報

インドでの工場設立: 手順、機会と課題、COVID-19の影響

2021年8月26日

講演者: Himanshu Srivastava, Partner, Business Advisory and Kazuharo Kono, Advisor
インドへの進出を検討している日本企業を対象に、インドでの工場設立の手順や機会、課題について説明しました。

CARO 2020と2013年会社法スケジュールIIIの変更点

2021年8月31日

講演者: D K Giridharan, Partner, Assurance and V Sivaraman, Associate Director, Assurance.

D K Giridharan氏は2013年会社法のスケジュールIIIの変更について、Sivaraman氏は2020年会社(監査報告書)令(CARO2020)の様々な企業への適用性について述べました。CARO 2020の適用性と、CARO 2016と比較した主な変更点・修正点について説明しました。

その他ウェビナー

ICAIの新規則に基づくネットワーク化とMDPについて -2021年8月11日

講演者: Ajay Sethi, Managing Partner and Sanjiv Kumar Chaudhary, Advisor

ICAIの北インド地域評議会に招かれたAjayとSanjivは、新しいMDPとプロフェッショナルのためのネットワークガイドラインについて話しました。

移転価格 - COVIDの影響 Part I & II

-2021年8月19日 & 24日

講演者: Sunil Arora, Partner - Taxation and Karthik SS, Associate Director - Taxation

インド・ドイツ商工会議所との2部構成のシリーズでは、SunilとKarthikが、COVIDが移転価格に与える影響と、移転価格の防衛に関する問題の理解について見解を述べました。

コーポレートガバナンスシンポジウムシリーズ2 - 効果的なリスクマネジメント委員会

-2021年8月26日

講演者: Parveen Kumar, National Head, Assurance

ASSOCHAMに招かれ、CFOの視点から見た不正リスク軽減の課題についてのパネルディスカッションに参加しました。

SPAC上場の概要、財務報告および監査上の留意点 -2021年8月21日

講演者: Keyur Dave, Practice Head, Mumbai

Keyurは、HR Sutraが開催したセッションで、Special Purpose Acquisition Companies (SPAC) の概要を詳しく説明しました。

記事

非対面型査定: Season I - Sweet or Bitter? -2021年8月6日

著者: Bikramjit Singh Bedi, Partner; Jyoti Gupta, Senior Manager and Pragya Bansal, Assistant Manager, Taxation

この記事はTaxsutraに掲載されたもので、著者は非対面型査定について論じています。

どのようにインド企業はSEZユニットから報奨金を得るか -2021年8月9日

著者: Himanshu Srivastava, Partner and Shyam Ramakrishnan, Senior Manager, Business Advisory

ETCFOに掲載されたこの記事では、インドのSEZユニットに用意されている様々な報奨金を取り上げています。

RoDTEP スキーム - スナップショット -2021年8月23日

著者: Sundeep Gupta, Partner and Jayashree SK, Associate Director, Accounting & Business Support and Indirect Tax

この記事では、Taxsutra社が発表した「輸出製品に対する関税・税金の免除 (RoDTEP) 制度」についてのスナップショットを紹介しています。

ICAIガイダンスノート「投資の監査」について -2021年8月25日

著者: G N Ramaswami, Partner, Assurance

Taxsutraに掲載されたこの記事で、著者は投資の監査に関するガイダンスノートを要約しました。

用語集

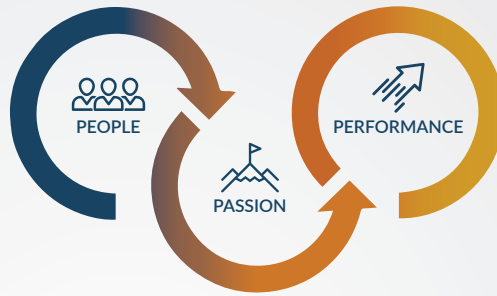


AS Accounting Standard	CIN Corporate Identification Number	ICAI Institute of Chartered Accountants of India	NBFC Non-Banking Financial Company	TRC Tax Residency Certificate
ACIT Assistant Commissioner of Income Tax	CSR Corporate Social Responsibility	IT Information Technology	OECD Organisation for Economic Co-operation and Development	VsV Act Vivad se Vishwas Act, 2020
BEPS Base Erosion Profit Shifting	ECL Electronic Credit Ledger	ITAT Income Tax Appellate Tribunal	RBI Reserve Bank of India	
CbC Country by Country	FAQ Frequently Asked Questions	ITC Input Tax Credit	ROI Return of Income	
CBDT Central Board of Direct Taxes	FTC Federal Trade Commission	LLP Act Limited Liability Partnership Act, 2008	SCN Show Cause Notice	
CCI Competition Commission of India	FY Financial Year	MAT Minimum Alternate Tax		
CGST Act Central Goods & Services Act, 2017	HO Head Office	MCA Ministry of Corporate Affairs		
	LO Liaison Office	MSME Micro, Small and Medium Enterprise		

フィードバックやご感想を下記のアドレスまでお送り下さい。
editorial@asa.in

当社概要

弊社は、企業戦略、会計記帳
 税務、財務/市場分析を網羅する
 プロフェッショナルファームです。



サービス

- 経理とビジネスサポート
- 保証
- ビジネス顧問専門家
- 課税
- 取引関連顧問専門家

インド全土に各分野の知見と経験を持
 った専門家集団によりクライアント
 へ確かなサービスを提供



ASA Corporate Catalyst India

ニューデリー【本社】
 Aurobindo Tower
 81/1 Third Floor Adchini
 Aurobindo Marg
 New Delhi 110 017 INDIA
 T +91 11 4100 9999

アーメダバード
 306 - B, Pinnacle Business Park
 Corporate Road, Prahlad Nagar
 Ahmedabad, 380 015 INDIA
 T + 91 79 4891 5409

バンガロール
 Level - 2, Park Square
 No.150, 36th Cross
 Jayanagar 7th Block
 Bengaluru 560 082 INDIA
 T +91 80 4151 0751

チェンナイ
 Unit No. 709 & 710,
 7th Floor 'Beta Wing'
 Raheja Towers
 New Number 177
 Anna Salai,
 Chennai 600 002 INDIA
 T +91 44 4904 8200

グルガオン
 Times Square Fourth Floor
 Block B, Sushant Lok 1
 Gurgaon 122 002 INDIA
 T +91 124 4333 100

ハイデラバード
 Vasavi's MPM Grand
 11th Floor, Unit No 1204,
 Yella Reddy Guda Road, Ameerpet,
 Hyderabad-Telangana 500 073 INDIA
 T +91 40 2776 0423

コチ
 Pioneer Tower
 207-208 Second Floor
 Marine Drive
 Kochi 682 031 INDIA
 T +91 484 410 9999

ムンバイ
 Lotus Corporate Park
 D-401, CTS No.185/A
 Graham Firth Compound
 Western Express Highway
 Goregaon (East)
 Mumbai 400 063 INDIA
 T +91 22 4921 4000

全国的なアフィリエイト
 Chandigarh, Kolkata, Pune,
 Visakhapatnam, Nepal

www.asa.in

700 人の社員 プロ	6000 顧客
60+ ヶ所の事務所	35 行のパート トナー専務
30 年の 経験	

インド国内で8ヶ所にパートナー専務所もある

インド国内の18ヶ所と海外の6ヶ所の会社と一緒に国際的な所属でグローバル基準とロカール専門家を育てる



Disclaimer: This publication has been jointly prepared by ASA & Associates LLP and ASA Corporate Catalyst India Pvt Ltd. We have taken all steps to ensure that the information in this document has been obtained from reliable sources and is accurate. However, this document is not intended to give legal, tax, accounting or other professional guidance. We recommend appropriate advice be taken prior to initiating action on specific issues.